

小型底びき網漁業（えびけた網）の操業実態と今後の方針について

平成26年10月24日 鳥取県水産課

【えびけた網の歴史】

この漁業は延縄、釣りの餌の採捕を目的とする自家用餌料びき網漁業から派生した。昭和49年には、漁場の沖合化などの理由によりトン数、馬力数の制限緩和と合わせ、ビーム長の規制が8mから10mに緩和された。

【鳥取県における小型底びき網漁業の現状】

- えび桁網漁業は、かつては鳥取県の沿岸漁業の主幹であったが、近年衰退が著しい。
（現状では許可数が119件、実働50隻弱で賀露、境港以外の水揚げはほとんどなくなった）
- カレイ類（メイタガレイ、ヒラメ、ムシガレイ等）の資源減少により、タイ類、カワハギ類への依存度が増加。

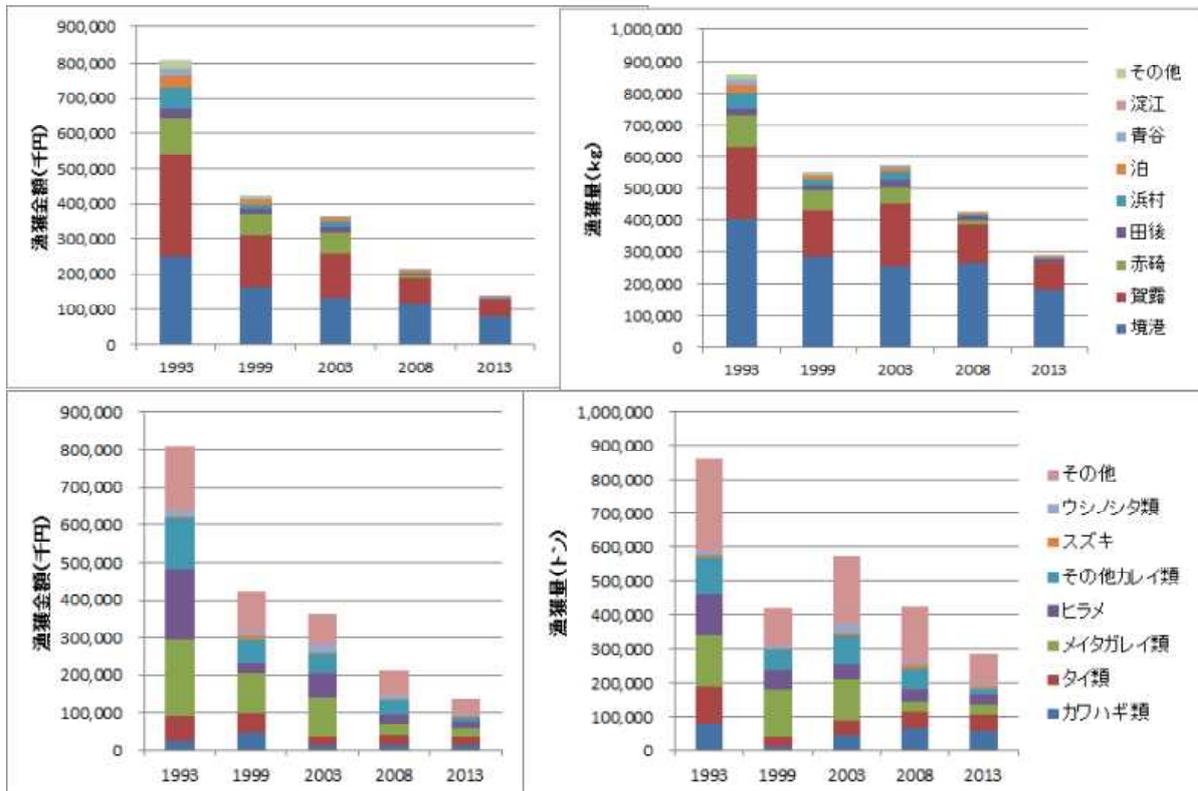


図 小型底びき網の漁獲金額と漁獲量（上：地域別、下：魚種別）

【ビーム長規制に関する意見】

- 従前より鳥取県西部（境港）の漁業者から、ビーム長に関する規制緩和を求める要望があったが、県内外漁業者との調整がつかなかった。
- 平成26年4、5月にえび桁網の漁期前ビーム長検査を実施（全県）。
- 平成26年5月に境港支所より、えびけた網のビーム長規制緩和についての調査を求める要望書が県に提出された（平成26年の漁期前にビーム長の検査を県内全域で実施）。

【両県のビーム長に関する規制】

- ・小型底びき網漁業は、漁業法第66条に規定された法定知事許可漁業で、国により許可枠が設定されている。
- ・えび桁網は手繰第2種に分類される（鳥取県海面漁業調整規則第6条、島根県漁業調整規則第6条）。また、調整規則によりビーム長は10mに規制されている（鳥規則第43条、島規則第39条）。
- ※ 調整規則を改正する場合には水産庁の認可が必要（水産資源保護、漁業調整上の問題がないことが認可の条件）。
 - ・水産資源保護上の問題→調査による科学的根拠
 - ・漁業調整上の問題→県内他種漁業、隣県との合意

【鳥取・島根両県課長会議の結果】

- ・鳥取県と島根県が共同でえび桁網の調査を実施することで合意。
- ・平成26年度は予備調査を行い、平成27年度に本格的な調査を実施。
- ・年度末に関係漁業者による調査結果の検討会を実施する。

【調査について】

- ・ビーム長（10m、15m）と袋網の目合いの組み合わせを変え、魚種別の漁獲重量と漁獲物のサイズの関係を解析し、効率よくサイズの大きな魚を漁獲する方法を検討する（栽培漁業センター調査計画案を参照）。
- ※期待される効果：小型魚の漁獲を抑制。操業を効率化し曳網時間を短縮→鮮度向上

【これまでの知見】

- ・ビーム長を延長することによって、すべての魚種で必ずしも漁獲効率が上がらないことが明らかとなっている（鳥取水試年報, 2002）
- ・カレイ類、ホウボウ類など完全な着底生活をする魚種については、漁具の仕様による漁獲効率の差はなし。フグ、カワハギ類、タイ類等、近底生生活をする魚種で、ビーム長により漁獲効率に大きな差が生じた

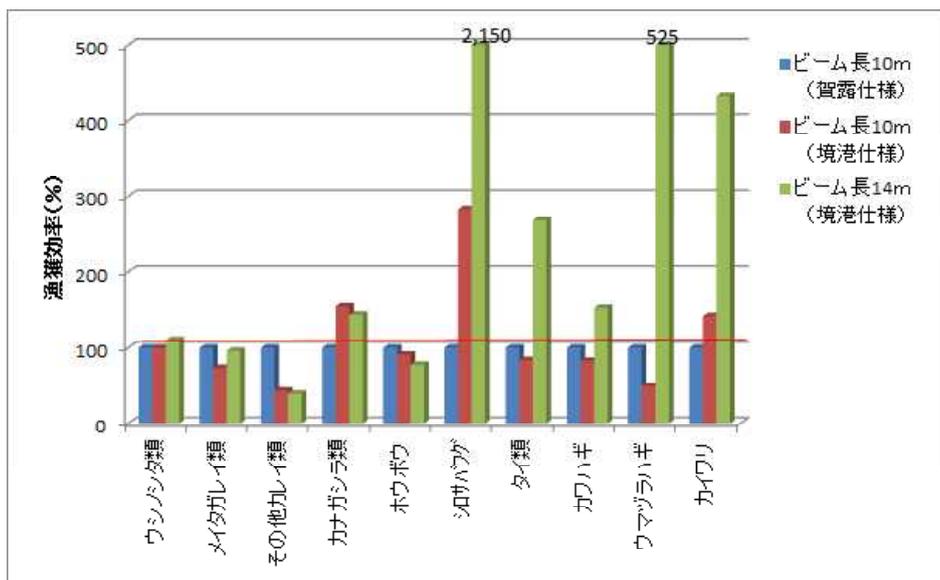


図 えび桁網における漁具の仕様別、魚種別の漁獲効率の比較

※鳥取県賀露地区仕様のえび桁網（ビーム長10m）の漁獲効率を100とし、境港地区仕様のビーム長10m及びビーム長14mの漁獲効率を比較（宮永、松田2002を改変）

平成26年10月24日
鳥取県栽培漁業センター

えび桁網のビーム長に関する調査計画

1 背景・目的

鳥取県漁業協同組合境港支所長及び同支所小底部会長から「沖合域（水深50m以深）での15m桁棒の使用」と「安全かつ効率的な漁法の開発」についての要望が県水産振興局長にあった。これを受け9月5日に開催された鳥取・島根両県課長会議で「ビーム長に関する共同調査」が合意された。

本調査は、15m桁棒の資源に与える影響を把握すると共に、資源に優しく小型底びき網の経営改善につながる漁具・漁法について提案することを目的とする。

2 平成26年度調査計画

【目的】10m桁棒と15m桁棒での漁獲状況を把握する

【時期・頻度】平成27年2～3月の期間に1回

【方法】

- ・鳥取県漁協境港支所所属の小型底びき網漁船2隻を鳥取県栽培漁業センターが備船し、試験操業を実施
- ・それぞれの船で、交互に10、15mの桁棒を交換し、2時間30分操業
A船→1本目10m桁棒、2本目15m桁棒、B船→1本目15m桁棒、2本目10m桁棒
- ・サンプルは、鳥取県栽培漁業センターが測定し、漁獲物の種分類、体長組成を実施（種ごとの個体数、尾叉長または全長、体重）
- ・調査で得られたデータ（電子データ）は、島根県水産技術センターにも送信し、データを共有

【結果の報告】

- ・平成27年3～4月に鳥取県漁協境港支所、JFしまね美保関支所の漁業者及び漁協担当者、鳥取・島根県の調査及び行政の担当者を参集し、報告会を開催

3 平成27年度以降の調査（案）

【目的】15m桁棒での資源管理方策を検討するため、現状の袋網の目合8節に対して、7節、6節と網目拡大し試験操業を行うことで、資源にどう影響するかを把握する

【時期・頻度】5～7月または2～3月に1～2回程度

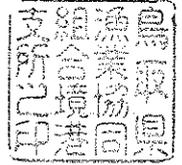
【方法】

- ・鳥取県漁協境港支所所属の小型底びき網漁船1隻を鳥取県栽培漁業センターが備船し、試験操業を実施
- ・袋網7節、6節の外に8節のカバーネットを覆い、試験操業を実施し、目を抜ける魚の種及び体長組成を把握

平成26年 5月 1日

鳥取県農林水産部水産振興局長 様

鳥取県漁業協同組合境港支所長
鳥取県漁業協同組合境港支所小底部会長



小型底びき網の操業に関する要望書

近年の燃油高騰、魚価の低迷により、小型底びき網の経営状況は年々厳しくなるばかりである。特に、沖合域での操業は、燃油使用料も多いため、現状の操業形態では採算性が乏しく、今後の小型底びき網漁業の衰退へつなぐと強い危機感を抱いています。そこで下記について要望します。

記

1 沖合域（水深50m以深）での15m桁棒の使用

漁家経営の改善に向けて、桁棒の延長を検討していただきたい。なお、小型魚の保護の必要性があるため、延長と併せて、目合い拡大（6節→5節）の効果を調査していただきたい。

2 安全かつ効率的な漁法の開発

操業の安全性の向上、漁家経営の改善に向けて、沖合域での操業において、桁棒を用いないオッター等の底びき網の導入を検討していただきたい。

数年に1度の頻度で、小型底びき網の操業中の死傷事故が発生しています。沖合域では海況が悪くなることも多いため、安全かつ効率的な新漁法を開発していただきたい。